

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報公開資料
 (期間：2020 年 10 月 1 日～2021 年 9 月 30 日)
 改正労働者派遣法 (2020 年 4 月 1 日施行) 対応版

労働者派遣法第 23 条第 5 項の定めに従い、当社における労働者派遣事業に係る情報を以下のとおり提供いたします。

1.労働者派遣等実績

派遣労働者の数	4 人
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (年間取引企業数)	4 件
マージン率	37.2%
労働者派遣に関する料金の平均額 (1 日 8 時間計算)	31,152 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1 日 8 時間計算)	19,549 円

※マージンには、当社が負担する法定福利費・法定外福利費・教育訓練費・事業経費などが含まれています。
 ※当社が行っている派遣事業は基本的に、当社と雇用契約締結後、作業案件に応じて、その契約形態が【労働者派遣契約】の場合のみ、派遣労働者として従事することになります。

2. キャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	訓練費負担
		賃金支給の別		
マナー研修	新規就労者	OFF-JT	派遣元	無償
		有給		
プログラミング基礎研修	新規就労者	OFF-JT	派遣元	無償
		有給		
プログラミング研修	会社が指定する就労中の労働者	OFF-JT	派遣元	無償
		有給		
システム設計研修	会社が指定する就労中の労働者	OFF-JT	派遣元	無償
		有給		
サブリーダー研修	会社が指定する就労中の労働者	OFF-JT	派遣元	無償
		有給		
リーダー研修	会社が指定する就労中の労働者	OFF-JT	派遣元	無償
		有給		

※上記研修について、派遣労働者を含む全社員に対して実施しています。

※派遣先企業の協力のもと OJT として行う場合があります。

・キャリアコンサルティングにかかる相談窓口 052-684-7189

担当 岡田

3.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 2022年3月31日）

- ・協定労働者の範囲（システムエンジニア業務、プログラマー業務に従事する従業員）

以上

許可・届出番号：派 23-302-305

株式会社ネオテック